

## 遠野市外国人材受入企業等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新たな外国人材の受入れにより共生社会の実現及び市内の産業振興に資するため、市内事業者が多様な文化、就業形態等に対応するための環境整備に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関し、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 外国人材 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民のうち、市内に住所を有する者で、出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）別表第1の2の表のうち、特定技能又は技能実習に係る在留資格をもって在留する者をいう。
- (2) 受入企業等 出入国管理及び難民認定法第19条の18第1項に規定する特定技能所属機関又は外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第6項に規定する実習実施者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、市内に事業所を有し、新たな外国人材を受け入れる受入企業等のうち、市税の滞納がない者とする。

(補助額)

第4条 補助金の額は、新たな外国人材の受入れ1人につき5万円とする。

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする受入企業等が提出しなければならない規則で定める書類、添付書類、書類の提出期限等は、別表のとおりとする。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、遠野市外国人材受入企業等支援事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式第5号）により、補助金の交付の申請をした者に通知する。

- 2 市長は、規則第6条第1項第1号から第3号までの規定により前項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から補助金の変更又は中止若しくは廃止の承認の申請があったときは、その内容を審査し、遠野市外国人材受入企業等支援事業費補助金変更（中止、廃止）承認（不承認）通知書（様式第6号）により、当該補助事業者へ通知する。

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助事業者が規則第15条第1項に規定する事項以外に補助金の交付決定又は交付を取り消すべき事由が生じたと認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年1月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この告示の施行後3年を経過した場合において、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以降に適用し、同日前の行為については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期限
規則第4条の規定による書類	遠野市外国人材受入企業等支援事業費補助金交付申請書 1 市税納税状況等確認同意書 2 住民基本台帳確認同意書 3 特定技能雇用契約又は技能実習計画認定通知書の写し 4 一号特定技能外国人支援計画又は技能実習計画の写し 5 特定技能外国人又は技能実習生の名簿	第1-1号 第1-2号 第1-3号	受入企業等が新たに受け入れる外国人材が住民基本台帳法第36条の46又は第36条の47に規定する届出を行った日から15日以内
規則第8条第1項の規定による書類	遠野市外国人材受入企業等支援事業費補助金交付申請取下げ届出書	第2号	交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内
規則第12条第1項の規定による書類	遠野市外国人材受入企業等支援事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書 1 一号特定技能外国人支援計画又は技能実習計画の写し（中止又は廃止の承認申請にあっては不要） 2 特定技能外国人又は技能実習生の名簿（中止又は廃止の承認申請にあっては不要） 3 市税納税状況等確認同意書（中止又は廃止の承認申請にあっては不要）	第3号	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から15日以内
規則第13条第1項の規定による書類	遠野市外国人材受入企業等支援事業費補助金請求書	第4号	別に定める日

年 月 日

遠野市長 様

申請者 所在地  
名 称  
代表者名

㊟

遠野市外国人材受入企業等支援事業費補助金交付申請書

遠野市外国人材受入企業等支援事業費補助金の交付を受けたいので、遠野市補助金交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 補助金交付申請額 金 円(新たに受け入れる外国人材数 人×50,000円)

2 新たに受け入れる外国人材

	フリガナ 氏 名	国籍 (国又は地域名)	生年月日 (西暦)	性別	受入れ開始年月日
1			年 月 日		年 月 日
2			年 月 日		年 月 日
3			年 月 日		年 月 日
4			年 月 日		年 月 日
5			年 月 日		年 月 日

注 記入欄が不足する場合は、行数を適宜追加して記載すること。

3 添付書類

- (1) 市税納税状況等確認同意書
- (2) 住民基本台帳確認同意書
- (3) 特定技能雇用契約又は技能実習計画認定通知書の写し
- (4) 一号特定技能外国人支援計画又は技能実習計画の写し
- (5) 特定技能外国人又は技能実習生の名簿

様式第1-2号（第5条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者 所在地  
名 称  
代表者名

㊟

市税納税状況等確認同意書

遠野市外国人材受入企業等支援事業費補助金の交付の申請に係る審査のため、市税の納税等に関する情報を確認されることについて同意します。

様式第 1 - 3 号 (第 5 条関係)

年 月 日  
Year Month Day

遠野市長 様  
To the Mayor of Tono City

住居地 \_\_\_\_\_  
Address in Japan

氏 名 \_\_\_\_\_  
Name

(氏名欄は、自筆で記入してください。)  
(Please put your own hand-written signature in the signature section.)

住民基本台帳確認同意書  
WRITTEN CONSENT FOR AGREE TO CHECK  
THE BASIC RESIDENT REGISTER

遠野市外国人材受入企業等支援事業費補助金交付申請に係る審査における住民基本台帳確認のため、住民基本台帳に関する情報が確認されることについて同意します。

I agree with the Mayor of Tono City (include city officials) collect personal information of the basic resident register for make an environment for accepting technical interns with subsidies from the city.by my company.

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者 所在地  
名 称  
代表者名

印

遠野市外国人材受入企業等支援事業費補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付けで申請した遠野市外国人材受入企業等支援事業費補助金の申請について、  
遠野市補助金交付規則第8条第1項の規定により取り下げます。

年 月 日

遠野市長 様

申請者 所在地  
名 称  
代表者名

印

遠野市外国人材受入企業等支援事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった遠野市外国人材受入企業等支援事業費補助金について、変更（中止、廃止）したいので、次のとおり変更（中止、廃止）することについて申請します。

1 変更（中止、廃止）の理由

2 変更後の補助金の額（中止又は廃止の承認申請にあつては記入不要）

- (1) 変更前 金 円（外国人材数 人×50,000円）  
(2) 変更後 金 円（外国人材数 人×50,000円）

3 新たに受け入れる外国人材

	フリガナ 氏 名	国籍 (国又は地域名)	生年月日 (西暦)	性別	受入れ開始年月日
1			年 月 日		年 月 日
2			年 月 日		年 月 日
3			年 月 日		年 月 日
4			年 月 日		年 月 日
5			年 月 日		年 月 日

注1 記入欄が不足する場合は、行数を適宜追加して記載すること。

注2 変更箇所は、見え消しし、その上段に変更後の内容を記載すること。加筆する場合は、当該箇所を下線で示すこと。

4 添付書類（中止又は廃止の承認申請にあつては不要）

- (1) 一号特定技能外国人支援計画又は技能実習計画の写し  
(2) 特定技能外国人又は技能実習生の名簿  
(3) 市税納税状況等確認同意書



年 月 日

遠野市長 様

申請者 所在地  
名 称  
代表者名

㊟

遠野市外国人材受入企業等支援事業費補助金請求書

遠野市外国人材受入企業等支援事業費補助金について、遠野市補助金交付規則第13条第1項の規定により、次のとおり補助金の交付を請求します。

1 補助金交付決定額 金 円（新たに受け入れる外国人材数 人×50,000円）

2 補助金請求額 金 円

3 振込先

(1) 金融機関名及び支店等名

(2) 預金種別 普通・当座

(3) 口座番号

(4) 口座名義（フリガナ）

4 交付決定 年 月 日付け 第 号

様

遠野市長



遠野市外国人材受入企業等支援事業費補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で交付申請のあった標記事業の補助金について、下記のとおり交付（却下）の決定をしたので、遠野市外国人材受入企業等支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金の交付条件（却下の場合は、その理由）

- (1) 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助金の交付に係る証票、書類等は、補助金の交付を受けた翌年度から起算して5年間保存すること。

様

遠野市長



遠野市外国人材受入企業等支援事業費補助金変更（中止、廃止）承認（不承認）通知書  
年 月 日付け 第 号で補助金の交付を決定し、年 月 日で変更（中止、  
廃止）承認申請のあった標記事業の補助金について、下記のとおり変更（中止、廃止）の承認を  
します（しません）ので、遠野市外国人材受入企業等支援事業費補助金交付要綱第6条第2項の  
規定により、通知します。

記

1 補助金交付決定額

- (1) 変更前 金 円  
(2) 変更後 金 円

2 補助金の交付条件（不承認の場合は、その理由）